

糸魚川市妊産婦・子育てオンライン相談業務委託プロポーザル審査基準

1 基本的な考え方

本業務の契約候補者の決定にあたっては、提出された企画提案書の内容やプレゼンテーションでの説明、質疑応答により各提案者の審査項目について審査委員会が評価・協議し、契約候補者の順位付けを行う。

2 審査項目及び評価基準

(1) 審査項目及び配点

審査項目は、以下のとおりとする。

審査番号	審査項目	配点
1	事業者の概要	100
2	機能要件	500
3	運用管理・保守体制	150
4	情報セキュリティ体制	150
5	業務委託見積額	100
合計		1000

(2) 提案評価の基準

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価基準		配点割合
A	大いに評価できる	100%
B	評価できる	80%
C	普通	50%
D	あまり評価できない	20%
E	評価できない	0%

(3) 価格評価の基準

価格評価については、以下の方法で点数化するものとし、最低提案価格には、満点の100点を付与する。

$\text{価格評価点} = 100 \text{ 点 (満点の点数)} \times (\text{最低提案価格} / \text{提案価格})$

3 審査項目の評価の視点

審査項目と評価の視点		配点
1 事業者の概要（企業の経験及び能力、業務実績）		100
	業務を円滑・確実に遂行できる体制や経営基盤、他自治体における妊産婦・子育てオンライン相談に係る業務の実績はどのような状況か。	100
2 機能要件（仕様書に記載する項目を満たしているか。）		500
	(1) 利用者本人や子どもの情報の登録や相談予約等が容易であるか。	50
	(2) スマートフォン等の通信機器等を用いて産婦人科医、小児科医、助産師と直接相談し、助言が受けられるサービスの提供があるか。	50
	(3) 十分な相談体制が整備されているか。	250
	- 産婦人科医、小児科医、助産師が妊産婦、こどもの健康医療について適切な助言ができる体制か。また、産婦人科医、小児科医、助産師を構成員に持つ相談員の質の管理を行うチームを持っているか。 - 利用者の相談に速やかに応じられるよう、必要な人数の産婦人科医、小児科医、助産師が確保されているか。	(100)
	- 下記の3種類の相談体制があるか。 ①産婦人科医、小児科医、助産師がリアルタイムに回答する相談 ②助産師がリアルタイムにメッセージチャットで回答する相談 ③リアルタイムではない相談	(100)
	・相談の対応時間が十分確保されているか。	(50)
	(4) 医療記事や子育て関連情報の定期配信はあるか。	50
	(5) 虐待や育児不安、産後うつなどが疑われる相談に関して、市と連携する体制があるか。	100
3 運用管理・推進体制		150
	(1) サポート体制（運用支援内容）が明確かつ充実しているか。	30
	(2) 利用者を増やすためのサービスが充実しているか。	30
	(3) システム管理・運用時間は、原則24時間365日可能であるか。	30
	(4) システム障害等早期発見のための監視・点検体制が十分であるか。	30
	(5) 住民や職員からの問い合わせ対応が十分であるか。	30
4 情報セキュリティ体制		150
	(1) 個人情報の保護に関して、利用者が安心して利用できる対策が十分か。	50
	(2) ウイルス対策・不正アクセス対策が十分か。	50
	(3) 火災や地震、停電等への対策が十分であるか。	50
5 業務委託見積額		100
	提案内容に対して適切な見積額が提案されているか。	100
合 計		1000

4 契約候補者の決定方法

(1) 審査は、書類審査及びプレゼンテーションにより行う。

応募資格を有する事業者には、日時、会場などの詳細を別途通知する。なお、資格審査の結果、条件を満たさないと判断した事業者へもその旨を通知する。

(2) 前記2及び3により各審査委員が採点を行い、各審査委員の得点の合計を総合得点とする。

各審査項目において、0点で採点した審査委員が委員の過半数を上回る場合又は、総合得点が満点の50%以下の場合には、審査委員会で協議の上、当該提案者を失格とすることができるものとする。

(3) 契約候補者の決定は、次により行う。

ア 前号の総合点数を踏まえ、審査委員会で協議し候補者の順位付けを行い、最高順位を得た者を契約候補者とする。

イ 辞退その他の理由で契約候補者との契約が成立しない場合は、次順位となった事業者を契約候補者とする。